

● 2021年8月30日付 首都のCOVID19対策強化に関する都知事命令 (No.015/VCM)

(一部を抜粋、ジェトロ訳)

- 1 4月21日付首相命令 (No.15/PM) を市中感染管理が出来るまで厳格に実施すること。
- 2 以下の禁止措置を厳格化すること
 - 2.1 首都のレッドゾーン居住者が他県へ出ること、他県のレッドゾーン居住者が首都に入することを禁止。県特別委員会の許可を得た者は除く。
 - 2.2 あらゆる場所でのパーティー、祝宴を禁止。違反者は隔離センターやホテルにて隔離され、罰金や発生した費用に責任を負う。
 - 2.3 20人以上の会議、研修、イベントを禁止。
 - 2.4 カラオケ屋、エンターテインメント施設、観光地、ナイトマーケット、ガーデンレストラン、バー（アルコールの提供を行う炭火焼店を含む）、映画館、ビリヤード、マッサージ、スパ、美容クリニック、インターネットカフェ、ゲーム店を閉鎖。
 - 2.5 屋内・屋外スポーツ施設を閉鎖（フィットネス、バドミントン、サッカー、ペタング、ボクシング、水泳、闘鶏、その他身体接触スポーツ）。
 - 2.6 首都において22時から翌朝5時における往来を禁止。商品輸送、食糧輸送、医療物資、救急搬送、消防車、救急車、特別委員会車両、職務を行う公用車は除く。
 - 2.7 日用品、食品、医療物資、その他日常生活に必要な商品の売り惜しみ、値上げを禁止。
 - 2.8 フェイクニュースを禁止。
 - 2.9 慣習的国境・地方国境を閉鎖（第1友好橋を経由する国際バスを停止）、国際商品輸送や特別委員会から許可を得た個人は除く。
 - 2.10 あらゆる層の学校を閉鎖。また職業訓練、師範学校、高等教育の試験を停止。
- 3 緩和措置
 - 3.1 卸小売店、ショッピングモール、スーパーマーケット、ミニマート、生鮮市場の営業を許可。ただし密を避け、あらゆる「遊具」のサービスを禁止。サービス提供者はワクチン接種を完了し、利用者も予防措置を取ること。21時までの営業とする。
 - 3.2 レストラン、カフェの営業を許可するが持ち帰りでの提供とし、店内飲食の場合は1メートル以上のソーシャルディスタンスをとること。アルコールの提供は禁止。サービス提供者はワクチン接種完了が必要で、21時までの営業とする。
 - 3.3 散髪屋、美容院の営業を許可するが、散髪と整髪のみとする。その他の接触サービス、感染リスクのあるサービスは禁止。19時までの営業とする。
 - 3.4 メコン川での船の使用は6時から18時までとする。
 - 3.5 工場労働者はワクチン接種完了が必要で、感染地（レッドゾーン）居住者でないこと。可能であれば、感染リスクを低減するために労働者の居住場所を割り当てること。
 - 3.6 政府、民間の事務所は職員の出勤を許可。感染対策を行う事（ワクチン接種の完了、体温測定、1メートル以上のソーシャルディスタンス確保、マスク着用、手洗いなど）。
- 4 市中感染者のいる村（レッドゾーン）については以下を厳格に実施すること。上記2項の内容に加えて、

レッドゾーンでは以下を実施すること。

- 4.1 感染者の確認日から 14 日間、レッドゾーン内の出入りを絶対的に禁止。違反者は隔離センター・ホテルへと送還され、発生した費用を支払うこと。郡/村の特別委員会から許可を得た者、担当官は除く。
- 4.2 14 日間、24 時間体制の検問を設置すること。
- 4.3 会議、研修、祭り、その他イベントを禁止。
- 4.4 小売卸、ショッピングモール、スーパーマーケット、ミニマート、生鮮市場、レストラン、カフェ、散髪屋、美容院の営業を禁止。2.4、2.5 を実施。
- 4.5 ゴルフを含む、公園などでの運動を禁止。
- 4.6 工場・工房を閉鎖。ただし、寮、特別な送迎車両を有し、厳格な医学的措置の実施が可能な場合は除く。
- 4.7 早急に感染者の治療や、濃厚接触者の検査、隔離を実施すること。感染者の職場や居住場所の消毒を行うこと。未接種者を訪問してのワクチン接種を行うこと。
- 4.8 各種の措置の広報通知を行うこと。
- 4.9 レッドゾーン内の事務所オフィスで業務が必要な場合は医学的な措置を実施すること。
- 4.10 村、地域警察、ヘルスポスト、薬局の業務を許可。

5 都民は、自らの意識を高め予防措置を家族へ実施させ、健康状態を観察すること。

5.1 自己防衛措置

- ① ソーシャルディスタンスを保ち、人が多く集まる場所を避ける。外出が必要な場合は、マスクを着用し、他者と 1 メートル以上の間隔をあけ、手洗いをすること。
- ② 18 歳以上の者は、ワクチン接種を受けること
- ③ 各種の措置の実施に責任を負う事。また違反を見つけた場合には特別委員会へと連絡し、早急な解決を行うこと。
- ④ ラオススー (LAO KYC) アプリをスマートフォンにインストールし、各所で使用すること。

5.2 自己観察措置

感染の高リスクグループ、濃厚接触者、感染が疑われる者は以下を実施すること。

- ① 隔離のうえ、体温検査を朝夕行う。マスク着用、手洗い、消毒、ソーシャルディスタンスを保つこと。
- ② 新型コロナウイルスの検査を受けること。
- ③ 14 日間自己隔離を行う（陽性の場合は担当官が即時連絡）。

6 ワクチンの優先ターゲットグループへの接種を継続し、計画通りに完了すること。感染者の捜索、濃厚接触者の検査、隔離を実施すること。

7 あらゆる者は感染予防の意識を高めること。違反者は再教育、事業停止、刑事訴訟、罰則罰金が科せられる。

8 都内の組織は予防方法や措置について周知すること。

9 村役場が中心となり、村内で 10 世帯単位のグループを組織し、本命令の実施を行うこと。

10. (省略)
11. (省略)
- 12 本命令は、感染のコントロールが出来るまで有効とする。

以上。

● 2021 年 8 月 31 日付 9 月 15 日までの COVID19 対策措置の継続に関する首相府告示 (No.1094/PMO)
(一部を抜粋、ジェトロ訳)

9 月 15 日 24 時まで以下を実施。

1 強化措置

- 1.1 ワクチンの優先ターゲットグループへの接種推進。
- 1.2 国際・地方・慣習国境の閉鎖。商品輸送は 2.9 に従う。
- 1.3 観光訪問ビザの発給停止継続。必要な場合は特別委員会から許可が必要。
- 1.4 全国でエンターテインメント施設、映画館、スパ、カラオケ、バー、インターネットカフェ、ビリヤード、カジノ、ゲーム店を閉鎖。
- 1.5 市中感染ゾーンでのマッサージ、美容院、ナイトマーケット、ガーデンレストラン、観光地を閉鎖。
- 1.6 市中感染ゾーン（レッドゾーン）の出入りを禁止。
- 1.7 市中感染ゾーンでの屋内、屋外スポーツ施設を閉鎖。競技会、公園などでの運動を禁止。
- 1.8 20 人以上の会議、集会、イベントを禁止。開催が必要な場合は中央・県特別委員会からの許可が必要。葬儀は感染予防措置を厳格に講じた上で実施すること。
- 1.9 あらゆるパーティー、祝宴を禁止。
- 1.10 売り惜しみ、便乗した値上げを禁止。
- 1.11 首都では 22 時から 5 時の往来を禁止。商品輸送、救急車、消防車、救援車、特別委員会、公用車は除く。
- 1.12 市中感染ゾーンのあらゆる層の学校の始業を延期、入学テストも延期。
- 1.13 首都の省庁、企業はソーシャルディスタンスを保ち、ワクチン接種を完了している場合は通常勤務を検討すること。不可能な場合は交代制出勤や在宅勤務とすること。妊婦でワクチン接種が不可能な場合は、在宅勤務とすること。

2 緩和措置

- 2.1 卸小売店舗、スーパーマーケット、ミニマート、生鮮市場、食材市場の 20 時までの営業を許可。
- 2.2 市中感染ゾーン以外で散髪屋、美容院の営業を許可。散髪と整髪サービスのみとする。その他のサービスは禁止。営業は 19 時までとする。
- 2.3 市中感染ゾーン以外のレストラン、カフェの営業を許可。店内飲食を許可。
- 2.4 工場の操業を許可。職員労働者はワクチン接種を完了し、市中感染ゾーンの居住者でないこと。条件の備わった工場では、工場内で宿泊させ、感染リスクを低減すること。
- 2.5 市中感染ゾーン以外での会議を許可。ただし、感染予防措置を徹底すること。ワクチン接種完了は PCR 検査が不要。他県での会議参加はその県の特別委員会からの事前許可が必要。
- 2.6 国境を成す河川での 6 時から 18 時の漁労を許可。
- 2.7 市中感染の無い地方間の通常の出入りを許可。

- 2.8 市中感染の無い県間の陸・水・空の乗客輸送を許可。隔離は不要。ラオスへ入国する外国人で他県へ行く場合は、パスポート、14 日隔離証明、中央特別委員会の許可証を提示することで、目的地到着後の隔離は不要。一定期間以上ラオスで勤務/居住している外国人はラオス人と同様の扱いとする。市中感染のある県へ出入りする乗客・ドライバーはワクチン接種を完了すること。18 歳以下は出発地や目的地の許可は不要で、隔離は不要。特別員会の措置（体温測定、マスク、密を避ける、手洗い）を実施すること。労働者が帰国し市中感染が増大している県については、県政府は県への出入りに関する厳格な措置を発布すること。
- 2.9 ドライバーや補助員に県・都間の商品輸送を許可する。積み替え、PCR 検査、目的地での隔離は不要とする。国際商品輸送では、ラオスへ入国するドライバーは、ワクチン接種完了と、これまで実施してきた措置を実施すること。実施にあたっては、公共事業運輸省ガイドライン（242/MPWT）などに従い全国統一的に行うこと。
- 2.10 市中感染の無い県での開校は、県特別委員会の許可のもと許可。
- 2.11 市中感染の無い県での屋内・屋外スポーツセンターの営業を許可。アルコールの提供は不可。
- 2.12 市中感染ゾーン以外でのマッサージ店の営業を許可。提供者・利用者はワクチン接種完了のこと。20 時までの営業とする。

- 3 入国者はラオススー（LAO KYC）アプリをスマートフォンにインストールすること。
- 4 8 月 6 日付首相府告示（976/PMO）に従い、隔離センター、治療場所の改善を行うこと。
- 5 労働者、留学生、職員が帰国し、首都や県の隔離センターで 14 日間の隔離を経た後、地方政府は郡特別委員会に対して、郡や村の隔離センターでさらに 14 日間の隔離を行うように指示すること。隔離ホテルで 14 日を経た場合は除く。
- 6 引き続き政府への寄付を募る。

以上。